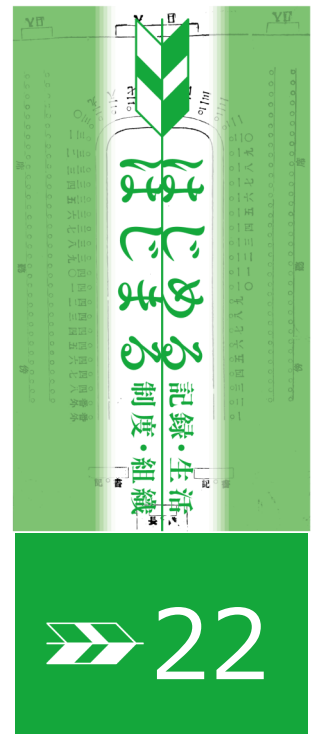


山口県立山口図書館開館120周年記念



「米国全国文書館処務手続の手引」「文書館関係論文」（文書館資料）

組織 ②

文書館「はじまる」 ～前史としての県立山口図書館～

《山口県文書館と山口図書館》

昭和34年(1959)4月1日山口県文書館が開館します。毛利家文庫など江戸時代の藩の文書記録、地域に伝来したさまざまな古文書、そして現用を終えた県の公文書を保存・公開する施設として当館は「はじまり」ました。山口県に日本で最初の公立アーカイブズが設立されたのです。その前史には、文書資料（郷土史料）の保存・利用に対する県立山口図書館の長い活動がありました。

《山口図書館による海外文献翻訳》

シート冒頭の写真は、当館開館前年の昭和33年3月、山口図書館がガリ版刷りで作成した『米国全国文書館処務手続の手引』（米国立公文書館編のハンドブック〈National Archives Handbook of Procedures 1952〉）と『文書館関係論文7篇』★です。諸外国のアーカイブズ制度を学ぶため、当時の山口図書館長鈴木賢祐および図書館員たちが海外

文献をみずから翻訳したものです。彼らが翻訳までしながら外国のアーカイブズについて学ぼうとしたのはなぜだったのでしょうか？また、それは山口県文書館の設立とどうつながったのでしょうか？

《郷土資料室の活動》

明治36年(1903)に設立された県立山口図書館は、以後、図書以外の郷土史料の収集・保存にも力を入れました。廃藩後、県が引き継ぎ利用してきた旧萩藩庁文書も、その役割を終えたものが順次図書館へ移管されています（地下上申・同絵図・風土注進案等）。

昭和4年(1929)図書館内に郷土資料室（当初は「郷土志料室」）が開設され、同12年同室内に「山口県史編纂室」が設置されると、県庁から明治期の県庁文書が移管され、県内の古文書も数多く寄贈されるなど、図書館の文書資料収蔵量は増加していきました。



旧山口図書館正面
(小川五郎1094-1)

さらに詳しく知りたい方へ

以下の研究をご参照ください。
①『開館30周年記念 山口県文書館の30年』（山口県文書館、1990）
②青山英幸「日本におけるアーカイブズの認識と『史料館』『文書館』の設置」（『記録史料の管理と文書館』収録、1996）
③山崎一郎「山口県文書館と50年」（『アーカイブズ学研究』11、2009）
④太田富康『近代地方行政体の記録と情報』の終章（2010）
⑤伊藤一晴「公文書の保存と利用の視点－鈴木賢祐と山口県文書館－」（『官僚制の思想史』収録、2020）

《毛利家文庫の寄託》

第2次大戦後の昭和27年(1952)、旧萩藩主毛利家から「毛利家文庫」5万点が山口県に寄託されます。萩藩庁文書を中心とし、明治～昭和22年、東京の毛利邸で続けられた修史事業で形成・利用された資料群です。これらも山口図書館が受け入れました。歴史資料として貴重であり、かつ膨大な量の文書資料に図書館はさらに向き合うことになったのです。

《アーカイブズ制度の研究》

山口図書館は、所蔵する膨大な文書資料をどう活用すべきか？という課題に直面しました。その中で鈴木館長と図書館員たちは、海外におけるアーカイブズという存在に気づき、アーカイブズ制度を研究し始めたのです。

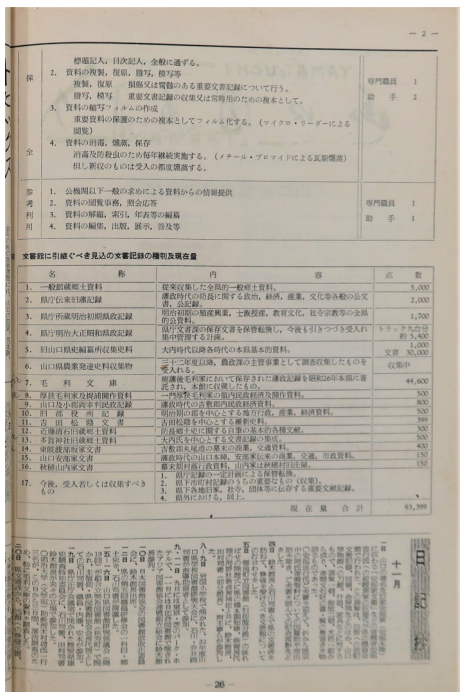
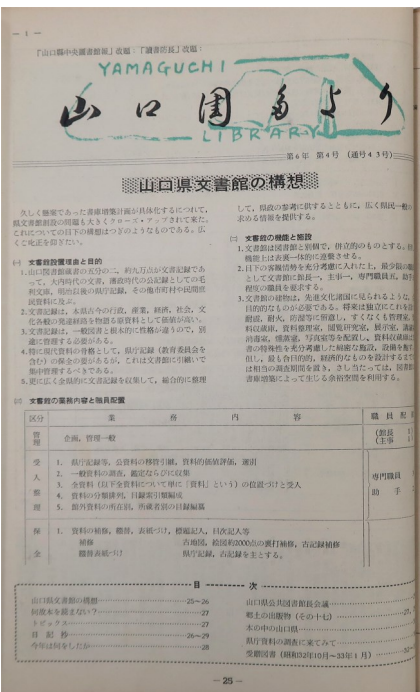
当時の日本では「アーカイブズ」の存在はほとんど認知されていない状況でした。昭和32年図書館員渡辺秀忠は、アーカイブズの存在は日本社会の「知的真空地帯」になっていると評しています（『文書館運動の序説』1957）。このような状況下、鈴木館長や館員たちは、諸外国のアーカイブズ制度を学ぶため、まず外国文献の翻訳から始めたのです。その成果物が『米国全国文書館処務手続の手引』と『文書館関係論文7篇』でした。翻

訳を通じ鈴木館長らは、アーカイブズという機関が、単に史料の保存・公開をする役割に止まるものではなく、現用を終えた公文書を保存・公開するという重要な役割をもつこと、また、公文書公開の原則にたつ機関であることを学びました。当時、それはまったく新鮮な視点だったことでしょう。

《構想から開館へ》

アーカイブズへの理解を深めた鈴木館長や館員たちは、「アーカイブズについて」（渡辺秀忠 『山口図書館だより』41、1957年）や「山口県文書館の構想」（『同』43、1958年）などで、アーカイブズの重要性、設立の必要性を主張しました（1950年代教育278）。そうした考え方は当時の小沢太郎県知事にも伝わり、昭和33年7月秋吉台大田演習場問題で渡米した知事は、米国立公文書館を視察しました。視察後知事は、「このような機関は山口県に必要である」と述べています。

このような流れを経て、山口県文書館設置条例が制定され、山口県文書館は開館しました。当館は、山口図書館による文書資料の保存・利用に関する長年の取組、そしてアーカイブズ研究という前史をふまえ、「はじまる」ことができたのです。



当時の山口図書館長
鈴木賢祐（まさち）

★「文書館関係論文7篇」収録論文は、①Shellenberg「文書と文書館」、②Hyde「文書・歴史的記録業務の完備」(1939)、③Thurber「文書館資料目録規則についての提案」(同)、④Blegen「地方史の課題」(同)、⑤Posner「地方記録の保護と保存—ヨーロッパの経験」(1940)、⑥Berthoid「ドキュメンテーション—アメリカの立場から」(同)、⑦Buck「文書館員の資質と養成」(同)。

『山口図書館だより』41(1957年)掲載の「山口県文書館の構想」
(1950年代教育278)

設置理由と目的、機能と施設、業務内容と職員配置、引き継ぐべき文書記録などが示されています。県庁文書についても「県庁文書課の保存文書を保管転換し、今後も引きつづき受入れ集中管理する計画」とあります。